明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件（経済産業・国土交通六）　一
○貨物自動車のエネルギー消費効率の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する件（同七）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　一三
会社その他
会社決算公告　一四
会社決算公告　一六

告示

○経済産業省・国土交通省告示第六号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条の規定に基づき、乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年七月四日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示

乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。